# 明末、地方官の人事異動と地方輿論

車

恵

媛

や目に見える実体として現れる。 という大衆向きの宣伝文書の配布であった。與論は国家と社会両方から暗黙的にその正当性を認められる中、明末の段階ではもは 地方官は地方社会の興論に向かって、自分の薬癥を認めるようにアピールするまでに至った。その手段もあくまでも『考満事蹟冊』 官は公的な勤務評定だけではなく、地方與論の存在を意識せざるを得なかったのである。嘉善県知県李陳玉の例に見られるように、 地方なりの褒貶、 論を標榜する贈序文とは、 際して地方から送られる贈序文がとりわけ明末に非常に流行したのは、そのような状況を背景としている。本稿で挙げた地方の興 ルの地方官の人事異動は諸地方社会の主な関心の対象になり、自らの主張を貫徹しようとする多様な動きがあった。 明末、 国家の公式的な人事行政である考察の過程には郷紳・士民・窩訪などの社会の様々な勢力の介入があっ あるいは地方の横暴な勢力によって不利な立場に置かれた地方官の味方になろうとする動きが現れている。 地方社会での興論の行方および形成過程を窺わせる重要な証拠である。序文の中には、 史林 七九卷一号 地方官に対する 一九九六年一月 人事異動に 知

方民にとって知県はもっとも身近い位置に存在する公権力の象徴であった。それゆえに、 も愛用される用語であった。 の公文書から 知州・知県級の地方官はふつう「親民之官」あるいは「父母之官」と呼びならわされている。その用例は、 般の書信までの広い範囲にわたっている。特に「邑父母」という知県の雅号は、 1 Ľ め 元来知県は政府から派遣され、その命令体系に従う官僚組織の一員にすぎない。 に 公権力に対する地方民の様々な 赤子たる地方民の側から しかし、 政府 地

人事の実行者である国家と興論との関係である。

本稿では以上の問題関心のもとに、

人事行政の過程に現れた興論の存在を三つの方面から検討しようとする。

国家は地方の興論をどう位置づけていたのかという問題に対し、

それと

貶が行われる事もまれではなかった。 いと不満が地 !方官個人に集中する現象がよくみられる。 「邑父母」は単なる雅号にとどまらず、 地方官の人柄と力量は地方の関心の対象となり、 地方官を地方社会に結びつける一つの 地方なりの褒

でもあったといえよう。

か に対する評判が広く散布されていた。 <sup>①</sup> 地方民の人物評価が、 明代中期以後になると、 その一方、 苦境に立った地方官をかばう「公論」が形成され、 地方官の在り方に様々な方面から影響を与えていたと見られる。 地方官に対する地方の反応は極めて多様な形で現れる。 地方によっては、 興論により地方官が追い出される事態にまで発展する場合すらあ 地方官の味方になった事実も見逃せない。 地方では歌や詩などを通じて、 本論において明末、 地方官の人事 要するに、 地

問題を検討する際に、 興論はどのように形成、伝達されたのか。また当時、社会の全構成員にとって、興論はどのように受容されたのであろうか。 た時代ではないし、マスコミのような情報媒体ももちろん整ってはいない。そのような状況の中で、地方官の去就をめぐる 論が出現するまでの過程に対しては、今まであまり注目されてこなかった。当時は、現代のように多数決の原則 が効力を発揮するまでは、 主義の下における興論とは、 地方で行われた地方官に対する評価は郷評、 地方興論を一つの重要な構成要素として捉えたのはそのゆえんである。 社会的合意および情報伝達の手段など、 その形成過程および影響の仕方において相当の差があったことは確かであろう。 あるいは興論・公論などの多様な名称で呼ばれた。 一定の成立条件を必要とするものであろう。 それが現代の大衆民 が信奉され 明 般に興論 興

生じた。 F制度との関連からせまることにする。 その変化は地方社会と地方官との関係にどのような影響を及ぼしたのであろうか。 周知のように明中期以後、 人事制度上には「考察」 第一章ではまず考察制度と興 の強化という大きな変化が

論の関係に触れてみたい。

官の人事異動に際して様々な形の自薦・他薦の文書が流布されたことに注目する。 当時社会の中で輿論がいかなる動機によって、またいかなる形で現れたかという問題である。 特に考績序・朝覲序など、 本稿では、 人事異動に 地方

第三の問題は、 「当事者である地方官は地方の興論にいかに対処したか、という点である。ここでは、 勤務評定に当たっ

地方社会の動きを捉える一つの手がかりになりうると思われる。

関連した序文が出現した事実は、

て地方に公布されたある地方官の文書を中心として、その問題を重点的に検討してみたい。 地方官の人事問題に関する既存の研究としては、 和田正広氏の一連の論考が挙げられる。 特に氏の 「明末窩訪の

べき考察が 郷紳は窩訪を通じて地方官に圧力をかけ、 たしたのである。 入した事実を明らかにした。 出現過程」 は本稿の問題関心と共有するところが多い。 「変質」せざるをえなかったのは、 和田氏は窩訪のような存在が現れた原因を、 窩訪は地方官に対する考察の過程に組織的に情報を提供し、またその点を利用して私利をみ 自らの利益を計ろうとした。すなわち和田氏によると、 いわゆる「郷紳の横」のせいにほかならないとするのである。 和田氏はここで民間の不法団体たる窩訪が地方官の人事過程に介 巡按御史の「考察」に地方の郷紳が介入した事実に求めた。 もともと理想的である

らかになった。 この研究によって、地方の郷紳・窩訪・衙役などが公権力を無力にし、 その点は確かに明末の人事行政の主な矛盾と見られ、 同時代人の非難の的になったようである。 地方民と地方官に害悪を及ぼした事実がほぼ明

うかしながら、そのような集団が出現した背景および社会的意味に関しては、

和田氏の結論に必ずしも賛成できない。

るのに悪用する手段でしかなかった。 和田氏によると、 人事過程に介入した興論とは意図的に操作された「噂」 しかしそのような傾向が当時社会の中でどのように評価されたか、 にすぎず、 地方の豪紳が地方官を脅迫す あるいは

と区別できる別の興論 は存在しなかったか、 などの問題は十分検討すべきであろう。

はなかろうか。 和田氏は考察制度が地方の悪紳・窩訪らによって「変質」したとされたが、 考察は国家と官僚の様々な利害関係が絡み合う問題である。仮に考察制度そのものに変質があったとすれ そこにはもっと複雑な要素が作用

どおりにいかなかったようであるが、その原因および波及効果はもっと多角的に検討する必要があると思われる。 ば、担当者と対象者、地方社会という三者が同時に関わる出来事として扱われるべきであろう。考察は確かに中央の意図

- (I) たとえば、何良俊、『四友斎遊説』巻三五、正俗二。
- 能破的。」などの記事が例として挙げられる。 「松江旧俗相沿、凡府県官一有不善、則里巷中輙有歌謡或対聯、 頗
- 天啓『渭南県志』巻七、官師志、知県、には地方で善政の評判が高 夫馬進「明末反地方官士変」(東方学報五二、一九八〇)参照
- まい、地方民はそれを大いに惜しんだという。 たという。徐斗牛は結局、 徐斗牛字光虚、許州人、万曆二十六年以進士至。賦性渾朴、 宦官の専横に抵抗する過程で亡くなってし

の怨みをかったが、地方の公論が味方して上官から彼を守る力になっ かった知県徐斗牛に対する記事を戦せている。徐知県は在任中、上官

- 指殁至不能備含斂、可謂清且苦矣。両河人言、斗牛生平、以徳行 肉境内、斗牛以身捍之、更被窘辱、遂含憤終。迄今言之、 見重郷評。若然、出処信一轍云。
- 4 州大学東洋史論集二、一九七四) 和田正広「明末の吏治体系における挙劾の官評に関する一考察」(九 「明末官評の出現過程」(同右九、一九八〇)
- (5) たとえば楊東明は『山居功課』巻六で 「明末窩訪の出現過程」(東洋学報一二、一九八〇)

確認される。川勝守「明末・清初における打行と訪行」(史淵一一九、 と述べている。また窩訪と同じ活動を行った団体として訪行の存在も 「生殺与奪之権、不在朝廷、不在按院、而在無頼奸民之手矣。」

### 「考察」の強化と興論

多方物色、竟不能払公論而甘心焉。坐是欝欝不自得、益以稅寺魚 端方、民不擾而事理、居常以恵愛為孜孜。時上官有修怨于斗牛者、

九八二)参照。

には、 である。いわゆる「考察」の強化というべき現象である。撫・按には全地方官に対する監察活動を行い、その結果を直接 深く関わる地方官の動態をその場で監視し統制しようと計ったのである。 人事に反映せしめる権限が与えられた。考察とはもともと地方官に対する三年ごとの朝覲考察を指す用語であったが、 ・按に人事権が集中されるにしたがい、監察と人事評価の両方に使われるようになった。特に知州・知県レベルの地方官 明代の中期以後、 民生の安定に対する責任が問われ、さらに厳しい監察が行われた。 監察系統の巡撫と巡按御史(以下撫・按と略称)が地方官の人事権を掌握していったのは周知のとおり 中央政府は撫・按による考察を通じて、民生と 撫

考察の実施によって地方官の人事にはさまざまな変化が起こったが、 特に現地與論を人事に反映するという考察の基本

地方との関わりを強調した点で注目される。 撫・按の活動がすでに本格化された嘉靖十年の憲綱にはつぎのよう

に規定されている。②

のないようにせよ。 様々な人々をみな尋ね調べる対象として、一人一人に問い、事事を細察せよ。一方に傾いて惑うことなく、また一節にこだわること 巡按御史が官吏を考察する際、務めて広く且つ密かに訪詢するようにしなければならない。田野邸夫、あるいは耆碩父老など 帰京の日、 、詢訪の結果から得た来歴をもって各々本官の下に明白に開註して参考に備えるようにせよ。

ある。この条例が再び甦る嘉靖年間には、巡按御史および巡撫の役割がすでに完備されており、その影響力ももっと大き 情報を地方官の評価に直接反映させようとしたが、監察制度が整っていない状況で、その実行は期待できなかったようで かったと見られる。ここで「下情上達」という明初以来の原則は、 ただしこの規定は洪武年間の「憲体」の条例をほぼ同じ用語で繰り返したものにほかならない。洪武帝は地方民からの 相変わらず巡按御史の主な任務であると同時に監察活

動を支える理念でもあったのである。

同じ嘉靖年間 興論は、 た」あるいは「衆論が既に懐き従った」などは、 っている巡撫も同じであった。考察によって、要するに人事行政における現地主義というべき方向が進められたのである。 た。その方法として特に重要視されたのは、現地での情報収集であった。なおその点は、都察院の右副都御史の肩書きをも その結果、地方の公論・郷評などは、地方官に対する評語としてしばしば用いられた。ある地方官に「興論がみな服 右の条例に明記されたように、 中央で地方官の弾劾案が処理される過程においてもある程度の影響力を発揮したにちがいない。一つの例として 吏部考功司で処理された、 巡按御史には民間のあらゆる人々からの生々しい情報を採取するという役目が与えられ ある地方官の弾劾案を挙げてみよう。 巡按御史の「諮訪」の結果としてよく使われる表現である。

嘉靖二十年、太倉州知州林壆は巡按御史苟汝安によって「貪汚不職」の名目で弾劾され、

罷黜の危機にさらされた。

吏

(36)

部でその弾劾案が勘問される過程で、 が非常によかったと証言したのである。その証言が有利に作用したのか、林壆は罷黜から免れ、 「州民が林知州に対して長く去思の情を抱き、紳士はみな知州を誉め称える。」とあり、 もう一人の巡按御史周亮が林壆に対する地方の輿論を根拠として弾劾案に異議を提 調簡の処分、 林壆に対する地方の すなわち同

極めることは無理であったと見られる。 ここで巡按が地方官の無実を証明する証拠として挙げた輿論とは、 それにもかかわらず、 興論は一人の地方官の命運を決める過程で有力な証拠とし その採集経緯および基準が甚だ曖昧であり、 真偽を

じランクではあるがより責任の軽い地方官に転任する処分を受けるに止まった。

て提示され、考察の重要な拠り所として認められたのである。

当者に加え、 られたのは布政司・按察司の二司、 に当てられ、 まず実務の次元からみると、参加人員が甚だしく増加する現象が現れる。 天啓四年(一六二四)から崇禎四年(一六三一)まで福建省與化府の推官を務めた祁彪佳は、 「広く且つ密かに現地の興論を収集する」という考察の原則が、 人事過程において重要な役割を果たしたのである。 府の司法担当者である推官が実務者として浮かび上がってくる。 道台および当官の上官であった。 撫・按が考察を実行する段になると、 撫・按の考察が確立される前、 現地でどのように実行されたか見てみ 推官は巡按御史の補佐役として考察の実務 福建の地方官を対象とした膨 人事責任が与え 既存の人事担

大な量の考課記録を作成した。この記録は巡按の考語作成に備える予備資料として作られたと見られる。つぎの「表」で

は、評価された地方官を官職別に整理した。

からみると、

教職一

五八人・武職二九人をあわせると

0 総計三五六人である。 推官が従二品の布政使以下、 特に交替する率が高かった知県の場合、定員五七人をはるかに上回る九七人が評価の対象となった。 耐能性が推官を務めた四年の間、 福建省のほとんどの地方官を網羅する膨大な評価記録を作成したのである。 福建省に在任したほとんどの地方官がここに含まれている。 結果的に、 なお祁彪佳は その

齫

知

同

知

過

**!程および留意点など、** 

考察の実務に加担することによって、 な記録を作成したとは限らないが、

情報収集などの監察活動が一層強化されたことは十分予想される。

人数 名 級 品 布政使 從2品 2 按察使 正3品 1 分守道 従 3. 1 分巛道 TF. 4, 5 2 提学道 īF. 4, 5 1 運塩使 従3品 2 運塩司 副 使 従5品 1 府 正4品 14 知 正5品 15 從5品 州 1 圳 正6品 2 官 正7品 1 県 正7品 97

考察の過程で推官がなすべき役割が詳しく述べられている。 地方官の評価および考語作成が推官の重要な役目であったことは確かである。 诵 推 知 わば 推官を歴任した佘自強は実際の経験に照らして、 ルの実務者によるものだけでも複数回にわたって評価されることになる。 考察における推官の活動に関連しては、もう一つの記録が参考になる。 「虎の巻」というべき記録を著した。その中には、 すべての推官が祁 『治譜』という推官 彪佳 推官の考語作成 のように膨 推官 の 大 0

刑官 彼らの事実を尋ねても、 自ら行った循良卓越の事績を提出するように求める。 そこに列挙されているのは必ず「好好先生」であるに違いない。また十数日の後、 推官が情報を収集した経路を探ってみよう。 は到任から数日後、 またその原稿をそのまま呈し、 知府あるいは署印官に対して、 彼らの記録もまた自分を漢代の循吏の黄弱・襲遂とする。 甚だしくみなが雷同してやまない。 まず、 ほかの一切の事を教えるように願うと同時に官評の原稿一本を要請 もとの人事担当官から情報を求める方法が挙げられ 知府・府佐および知州・知県に向かって、 しかしそれを画家の堊本のように用い 且つ、 司 道 府に

提供した。もともと人事担当者の間には情報交換などの協力関係が認められたものの、 官は推官の要求に応じて、 はやはり推官であった事実が確認される。 ここで見られるように、 同僚および属官に関する情報を提出する。 推官はまず知府・二司 . 道台などの地方官から人事対象の評価記録を求める。 また、知府以下の地方官は自らの業務記録を推官に 情報収集に積極的に取り組んだの もとの人事担

、わけにはいかない。 ®

地方官は推官レベ

もし、

推官全

員が祁彪佳のようにそれぞれの評価を重ねたとすると、 福建省に在任する約十人の推官の中の一人にすぎなかった。

起している。 余自強は、 それが官僚同士による官評の作り方の実態であったことは、 この類の記録が一般的にいい加減な營め称え、 あるいは恥を知らないほどの自賛の文句である、と注意を喚 万暦年間の丘桝も同様に指摘している。

蘿のようになる ごとに、啓文を附して友達付き合いをする。少しでも小耳にはさむことでもあれば、すぐに専書をもって早急に連絡する。 行う有司はただちに美考を加え、 お願いしますと言う。ここにおいて二司は彼が自分を庇うことを深く承知して、また彼を畏れるようになる。そして公檄を発布する 二司の考語は必ず関係官に託する。 に必ず留めて飲坐し、上席に招いて賓主の礼を叙し、兄弟の歓を結ぶ。 互いに耳目となる。 たとえ郡邑が遠く離れていても、 訪察を受ける有司に密かに伝達して、さらによろしくお願いしますと言う。 関係官はただちに大げさに「美考」を加え、 一目見たらすぐに意気投合してかたく結びつき、 有司の考語はまた必ずほかの有司に託する。 先に二司に密かに伝達すると同時にさらによろしく それによって互いに交 決して解けない 託されて訪察を 会うたび

あったという。またその点は、 は次第に弱くなりつつあった。上のような手段を駆使できるのは、 ただろう。 相互間の離合集散が行われたのである。 ここでは地方官同士が撫按の考察でいい評価を受けるため、 実際のところ、 考察の強化によって弾劾され、 人事行政の主な害悪として批判の対象になった。 しかし、すべての地方官がそのようにして考察の網をくぐるわけにはい 追い出される地方官の数は増加する傾向にあり、 百計をめぐらす姿が浮かび上がる。 智・才・巧において共に優れた一部の 人事に関連して、 地方官の立場 かなか 官僚

うに、 進められた。『治譜』の中で、佘自強はつぎのようにその具体的な方法を提示している。 官の評価に影響を及ぼす可能性が明らかになった。官僚らは常に考察を意識せざるをえない立場に置かれたと言えよう。 以上、 ところで現地の情報および興論の重視という考察の基本方針は当然、 地方の郷紳・学生・庶民など社会の全構成員の意見を聞き集めることが、 考察が行われる過程からみると、 もともとの人事責任者たる上司は言うまでもなく、 地方社会にも様々な影響を及ぼした。 興論収斂のもっとも理想的な方法として 同僚および属官さえも地 前述したよ

- 官衙の笥に官評の底本を置いて、知府以下は各二葉、小官は各半葉で(自分の)見聞した事実および供招・詳文の中で得たこと、 あるいは賓客・紳士が言ったこと、あるいは百姓・與卒から聞いたことなどで正しいものは言うまでもなく、間違ったものも全部
- 官評を籐訪するには何よりも「無所不問」を原則としながら、自らよく斟酌すべきである。問う対象は誰にすべきか。 防ぐように気をつけ、衙役に問うには私利をもってそしるのを防ぐこと、郷紳士夫に問う場合は彼らが必ずしも端人正士ではない 遠くは過客、下は百姓、またもっと下の衙役・與卒もみんな詢問すべき対象である。ただ百姓に問う場合は恨みを持つ者の言葉を 記録する。 「官評底本
- 州県に至って野にある百姓、 人役を退けてほがらかな顔つきで細間する。このようにして採った輿論がもっとも確かである。 田にある耕夫に出会うたびに、別の理由をあげながら轎をそこに向けて彼を呼びつけ問うべきである。 「問郷民官評法

「廉訪官評

ことに注意すべきである。必ず兼聴、博訪すべきである。

は行わないように注意せよ。」などの注意事項を加えているくらいである。 と馬一匹を用意して、便服で(衙役より)先に行きながら郷民に問う。ただ衙役の巧みな腕前を避けるため、あまり頻繁に 胥吏らのしくんだ芝居にのせられる危険性にさらされていた。 情報を求めることが勧められた。中央で定められた巡按の訪察の原則が、ここでそのまま再現されているのである. しかし、 右のように、 興論収集には様々な難点があったにちがいない。地方に出かけて直接情報を採るという方式は、むしろ地方の 地方官に対する日常的な評価を実施する中で、賓客・士紳および百姓・興隷など、 余自強もその点を意識してはいたが、「長行の場合、 推官の興論収集の過程は、 地方のすべての人々に その手順 が曖昧で 用座

入しており、 いるが、実際には必ずしもそうとばかりは言えなかった。 ところで、 庶民を始めとする地方社会の全構成員が興論収集の対象とされ、 しかもその性格も同様ではなかった。 まず、 結論を先に言うと、 余自強が指摘したように地方衙門の衙役が上部の「訪察」に巧 地方社会の様々な勢力が考察に意図的に介 制度的にはいわば受動的な立場に置かれて

あり、偶然によりすぎるという嫌いを避け難い。

導者の提案を検討してみよう。

みに入り込んでいた。

る。 衙役・胥吏をよく調べると、その中にはごろつきがいて知州・知県の長短をほとんど知っている。ただそれを訪詢するには方法があ 全部を備えて兼聴すべきである。 「廉訪官評

どは、必ず悪いものを寄せ集めているだけである。人々それぞれに一単を備用しているが、その中にはまた必ず誰にでもあてはまる その後、 もし(評価の時に) 「可張可李」の事実が記されてあり、あるいは前官の事を借りることさえもある。 事績を訪する。決して一方的に事だけを訪ねて、その人を論議し始めるべきではない。 事績が一つ足りない程度なら、衙役に査訪させるのもやむをえない。 「訪事蹟」 しかし先に必ず対象の地方官をよく見て、 蓋し窩訪および彼らと親しい通家な

社会全般において、彼らの活動に対する批判の興論が起こっていた。 地方の横暴な有力者と結託して、地方官を誇る情報をまき散らしたことは、 をえなかった。 ・按から責任を負って現場からの生々しい情報を必要とした推官は、 しかし窩訪が提供する情報は決して表向きに公表できる類のものではなかったことは注意すべき点である。 その結果、 衙役と結託した窩訪らが「訪単」を意図的に作成し、考察の裏側で動くようになった。 危険を承知しながらも衙役の情報に依存せざる 当時にあっては社会問題になるほど深刻であ 窩訪

く同じ状況のもとで、 地方社会の内部から考察に介入した勢力は、 地方社会の一角では異なる性格の活動が行われていた。 窩訪だけではなくさらに広範に存在していた。 端的な例として、 **高訪が活動するのとまっ** 考察に関するある地方指

方が、 今 生はなお安定できるはずです。弟はまた州県の事を箇条に列挙して書冊として発刊、頒布しようと思います。丈夫として名は守令で たずねて除去すべきと思います。けだし衙門には一日中、巡方者があい通っているので、 四海は困窮して危ういところです。弟はここにおいて、 監司から情報をたずねるよりむしろ効果的でしょう。 ただ「安民」に重点を置きながら、 もし、 たずねた結果が確かであり、 都下の各地方および各処で賢否をたずねた 循良更をたずねて表彰し、 巡方者の糾劾に過ちがなければ、

政事をよく治めないのは惜しいことです。一度、巡方者と相談しあい、別に禁約を以て取り締まりますから、あまり勝

察を手伝うために自ら知州・知県に対する記録を作成、公表する方法を提案した。すなわち訪察とは、 うに、高攀龍は民生の安定のため、 地方の各処で監察活動を行っていたのは前述の余自強の記録と相い符合する。 の推官を指し、 この史料は郷里の無錫で指導的な位置にあった高攀龍が、同郷の陳幼学に送った手紙の一部である。ここに見られるよの ,監司からの情報に依存するより、直接各処を探訪することを勧めている。ここで巡方者とは撫・按あるいはその属下 手なことにはならないだろうと思います。 監司とは既存の人事責任者である布政司および按察司を示す。巡方者が地方衙門と日常的に通じており、 地方官に対する訪察を強化すべきという立場に立っていた。しかも訪察の方法として 地方の一郷紳である高攀龍は、 高攀龍にとって、 巡方者の訪

身近なところで行われる出来事であり、自ら手を加えなければならない重大事であった。 言い、痛めつけてやりたい者については『訪単』という。万人に伝えると『公論』といい、奏牘の形をとると『拾遺』と 取り集める際にも先頭に立ったのである。 掲」を数多く作成した。 場合に限られるだろう。 た動きにほかならない。 いう。」と記し、人事に介入する行為を批判した。 当時、地方の郷紳および土人層が様々な文書を通じて地方官の人事問題に関与するのは、ごく一般的な慣行であった。 吏部尚書として人事作業に取り組んだ趙南星は「心に私心をいだき、その庇護したい者については しかもなおかつ「高邑万人帳」という文書を綴り、 趙南星はそのような行為を批判する見地に立っていたが、それはあくまでも「私利」が介入した ところが私人としての趙南星自身が、 趙南星のあい矛盾する立場は、 私掲・訪単・公論・拾遺などは、 それぞれ民間から人事過程に介入し 地方に滞在する間、 人事に介入した動きが極めて多様であり、 地方官の善政を誉め称える「万人」の意見を あとでみるように人事に関わる「私 "私掲" と それ

ぞれ異なる意図をもっていたことを反証していると思われる。

以上で検討したように、

考察の過程には、

社会の様々な方面からの意見および情報などが介入した。その中では窩訪

風聞が流されると同時に、逆に地方官を庇う動きがあった。地方官の人事がもはや地方社会の利害関係に関わる一つの社 ように水面下で密かに動く勢力があった一方、もっと公開的な形をとっている動きもあった。また、 地方官を謗る目的

会問題として台頭したのである。

**①** 考察の比重が大きくなりつつあった。 がある。明代中期以後、地方官にはより厳しい監察が行われ、次第に 方官を対象とする三年ごとの定期考察と不定期的に行われる随時考察 を防ぐための監察活動に基づく政績評価である。考察の中には、全地 個人の経歴に反映される制度である。考察はもともと官僚の不正腐敗 就任から三・六・九年ごとに勤務評定を行い、評価された成績が官僚 明代の考課制度は考満と考察の二つの方式で構成される。考満とは

考になる 考察に対する研究としては、前述の和田正広およびつぎの論文が参

谷光隆「明代銓政史序説」(東洋史研究二三十二、一九六四 王世華「略論明代御史巡按制度」(歴史研究一九九〇一六、北京

(嘉靖六年) 右都御史王鉉、申明条約精考察 孫承沢、『春明夢除録』卷四八、監察御史

**学敬および右都御史王鋐などであった。改善案はあくまでも洪武帝の** る整備作業が行われた。その主役になったのは嘉靖帝に信任された張 嘉靖年間、すでに地方行政の核となった巡按御史の任務と活動に関す 之日、務要将詢訪所得来歷、各於本官下明白開註、以俟参考。 耆碩父老、人人致問、事事細察。毋惑於一偏、毋膠於一節。回道 今後巡按御史考察官吏、務要広密訪詢。或詢謂田野鄙夫、或詢諸

が抱いていた問題点を一つ一つ指摘、実務への応用を計ったものであ

「憲綱」に忠実であるよう強調したものの、実際は当時の巡按の活動

次に述べる人事異動に際しての贈序文の流行という現象は、このような背景から生まれた。

る

3

- 『御製大誥』巻一五、
- ある。 奥山憲夫「明代巡撫制度の変遷」(東洋史研究四五―二、 一九 つであったが、定期的な考察の権限を付与されたのは正統六年以後で 六八)。王世華、前揭論文二五頁、参照 地方官に対する不時の挙劾は、巡撫の設置当初からの重要任務の一
- 胡宗嶽『三巡奏議』

(5)

**勧懲事」、巻三「巡按浙江監察御史胡為鷹挙方面官員以備擢用事** 卷一「題為薦挙賢能方面官員以昭勧典事」、「題為挙劾有司官員以昭

6 九七七) 『吏部考功司題稿』(明季史料集珍集第二輯、台湾、偉文圖出版社一

「覆巡按直隷御史周亮題勘問過知県林応麒疏

あり、推官の主な役目の一つとして計典、すなわち人事業務への参与 『明史』巻七五、職官志には「府、推官一人、理刑名、賛計典」と 林壆循良、真民父母、忠信可質鬼神、州民久懷乎去思、縉紳合辞而 称誉。……亦緣林応麒、事情未決、坐延世月、公論人心尤為共惜。

7

が定められている。

二年二月の上論によって推官が訴訟など裁判関連の仕事以外の任務の 事であり、考察任務は一般化されていなかったようである。『皇明条 法事類集』巻九、「在外問刑官員不許別項差遣例」の条例には、 しかしすくなくとも成化年間までは推官の役割は主に司法関係の仕

ことはごく自然に捉えられている。明初、推官の根本的な任務は刑名 臣詰に、万暦年間になると推官が考察のために地方で情報収集活動を行う に私があため、地方に差遣されることが禁止されている。後の注⑬でみるよう ⑫ また、

であったが、考察が強化されるに伴ない、人事業務への比重が次第に

⑤ 『祁彪佳文稿』、評語。

大きくなったとみられる。

の初期過程がそのまま現れている。この記録は文集として出版する前の原稿であり、そのため官僚評価

刑官到任数日、即於太府或署印者、請教他方一切事、及官評稿® 余自強『治譜』続集、祥刑要覧、官評底本。

亦是此稿呈去、尤大家雷同者也。然不可不以此□画家堊本。求自行循卓事績、他所開来、自莫非與黃語。且司道府間彼事実、本。此中所開、必好好先生也。再過十数日、即向太府府佐及州県、

⑩ 張萱『西閩聞見録』巻三一、考察

雖郡邑隔遠、未経半面、而神交冥結、総為不解之藤蘿矣。 即以美考、密章被訪之有司、且請益焉。於是彼此交通、互為耳目、即以美考、密章被訪之有司、且請益焉。於是彼此交通、互為耳目、附啓以納交、少有私聞即專書以馳告、見必留飲、座必延上、叙賓附啓以納交、少有私聞即專書以馳告、見必留飲、座必延上、叙賓所以納交、少有私聞即專書以馳告、見必留飲、座必經上、叙賓連於上牌曰……二司考語、必託之有司、有司即侈加美考、先以密達於上牌曰:

① 同注

とあり、考察の過程が意図的に操作される可能性が指摘されている。

に私があり、賄賂がはびこることをつぎのように批判した。⑫ また、陳子龍は『陳臥子先生安雅堂稿』巻八、澄吏道において考察

短点点,不可得也。 四、非数千金、不可得也。 四、非数千金、不可得也。 四、非数千金、不可得也。

同前注⑨、「官評底本」

(13)

同、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」
□、「旅訪官評」

同、「問郷民官評法」 問鄉紳士夫、又恐其非端人正士、須要兼聴、而博訪之。 問鄉紳士夫、又恐其非端人正士、須要兼聴、而博訪之。 問那神士夫、又恐其非端人正士、須要兼聴、而博訪之。 所問之処也。但問百姓、恐防仇口、問衙役、恐防私譖、 問郷於、下而百姓、又下而衙役與卒、皆向 原訪官評、無他妙法、只是以無所不問為主、我斟酌審之。所問之

問之。仍計去人役、霧顏細問、此等與論最確。每至州県、遇有百姓在野、耕夫在田、便当以他故、往轎呼其人而

按衙役鸖吏、有光棍、同注⑨「廉訪官評」

而能悉州県短長者、但詢之有法、皆可備兼

(14)

同、「訪事蹟」

聴之用。

4 (44)

たのである。

高攀龍『高子遺書』、巻八「与筠塘四」。 其事、切勿偏訪其事、而始議其人、葢窩訪通家、必擠湊媒蘗、人 万一事蹟不足、有不得不命令衙役查訪者、亦必先有其人、而後訪 人各有一単以備用、又必有可張可李事実、或以前官之事而恕之。

(15)

(16) 高礬龍が地方官の人事問題に関与した事実は『高子遺書』、「公啓吏 于巡方之欲得諸監司者。若訪之果確、使巡方者糾核無誤、民生猶 除之。葢此衙門終日与巡方者相通、而都下五方雜処訪賢否、反易 今四海困窮岌岌矣。弟在此只以安民為主。訪循良吏表之、貪酷市 惜不能縮地、一商巡方者、另有一禁約押之、或可不至大恣<sup>°</sup> 可安也。弟又為条数列州県之事、刊布鸖冊而頒之。年丈為名守令、

> たものの、 父老子弟の連名という形式をとっているのは注目すべきで

(17) 趙南星、『趙忠毅公文集』、書簡、「答楊道行」七 謂之公論、形之奏牘、謂之拾遺。 心苟有私、其所欲庇、謂之私揭、 其所欲壞、謂之訪単、伝之人人、

(18) 同上、「高邑万人帳題詞」

う形で地方官の人事異動に自らの意見を述べた例は数多く挙げられ ö にも見るように、郷里においての趙南星が地方の與論を代表するとい る「万人帳」を作成して、趙南星に推薦の言葉を要請した。つぎの章 要請を受けて綴ったものである。髙邑民は知県劉公の善政を誉め称え この文書は趙南星が中央の政界を離れ高邑県に帰った時、

## 人事異動と序文の盛行

部留王君尊」からも十分読み取れる。高礬龍は吏部にむかって知県王

**鐘嵩の留任を要請している。なおこの文書の作者は高礬龍一人であっ** 

見出される。知人および同じ官署の官僚が、任期が無事に終わったことを祝い、あるいは昇進を願う内容を書いて本人宛 動に際して送られた序文である。官僚の人事異動に際して祝賀と惜別の情を込めた序文を贈る慣例は、 明代中期以後から頻繁に見出される。考績序・朝観序あるいは栄奨序など様々な名前の序文が諸地方から地方官に送られ に贈ったようである。一方、地方官の勤務評定および人事異動に当たって諸地方から序文を送るという慣例が、 序文の種類は事柄によって寿序・送序・贈序など多岐にわたっているが、ここで主に問題とするのは地方官の人事異 ?知のとおり、序文とは書物のはしがき、あるいは記念すべき出来ごとに対して自分の思いを寄せる文書の一形式であ 明代の前半期にも とりわけ

地方によっては、考績を迎えた地方官あてに贈序文を送ることが常例になっていたようである。李維禎は、"諸生(生員)

のごろから今にいたるまでの数十年間、 赴任してきた守令は約二〇人であった。その内、 考績(任期満了)を迎え地方から (46)

贈言を送ったのは五人だけであった。』と述べており、 任期を無事に終えた地方官に、 地方から祝辞を送ることが定例に

なっていたという

報酬をもらって名前だけを貸すいわゆる「応世之文」が多かったのは見逃せないところである。 無上の栄光になり、 贈序とは、対象人物に有形・無形の利益をもたらす目的をもっている。もし著名な人物からの贈序があれば、 それ以後の経歴においても相当の力を発揮するだろう。そのゆえに贈序類の中には人に頼まれ、 地方から送られた数多い 本人には

序文の中にも、

その類の文書が相当の部分を占めていたに違いない。

まず、 人事異動に際して伝播されたものの、作成者がはっきりしている点で、前述の窩訪などによる投書あるいは訪単類とも区 してもっとも著しい特徴は、多数の序文においてこれこそが地方興論あるいは公論であると標榜している点である。また、 しかし、地方官の人事異動に当たって諸地方から送られた贈序類の文書は、 この類の文書は一人の著者によって作成されたものの、 地方士民の共同の要求に応じたという形がかなり多い。 常例の贈序文とは異なる性格を呈している。

別される。序文はあくまでも表向きの文書であるため、裏側でなされる請託とも異なる性格をもっている。

清官として名高かった海瑞は郷里の広東省に滞在した際、

当地方の地

ここで一つの典型的な例を挙げてみよう。当時、

五六七)瓊山県知県に赴任した周思久が朝覲のために京師に向かう時に送られたものである。つぎはその概略である。 方官のため考績序・朝覲序・栄奨序など様々な序文をよせた。 その内、 「贈周柳塘入覲序」という序文は、 隆慶元年(一

周公は朝覲に当たって京師に向かうことになった。瓊民は公の赴任をよろこび、公の入覲を悲しんだ。公が地方を離れる は今日になって始めてくつろぎ、二百年来、民心は始めて安んずるようになった。しかし赴任後六ヶ月もたたないうちに、 期間は一年たらずだが、赤子と慈母が朝夕の間も離れていられるだろうか。その時、士大夫は民とまったく同じ思いであ 「周公は赴任以来教化と徳治に尽力したため、 地方民はみな周公に感心するようになった。そしてこの二百年来、 民情

っ たので、余(海瑞)をたずね周公のための一言を頼んできた。余は士民の願いを受け入れ、 また自らも周公が一日も早く

朝覲から戻って再び民のために勤めるようにのぞむ。」

賞賛している。ここで注意すべき点は、 徳碑などでよく登場する「二百年来民情今日始洩、二百年来民心始安。」 などの決まり文句を駆使して、 一人の地方官を いを受け、また自分もその志を承知した上で序文を送ることになった、と表明している。それを素直に認めた場合、この 序文によるかぎり、 周思久という地方官はまれにみる理想的な名官にほかならない。ここに見られるように、 海瑞が序文を書くようになった動機である。海瑞は士大夫および民の一致した願 海瑞 は頭

している。 。 が地方官に頌徳の序文を寄せることを「諛風行而天下無公義」とあり、憂うべきことと認めていた。 何回も繰り返して序文を寄せたのはどう説明できるだろうか。海瑞はある序文の中で自分の贈序の理由を次のように表明 ところが、頌徳の贈序を送るという慣行の弊害は、作者の海瑞自身も十分意識したにちがいない。 それにもかかわらず、 海瑞は当時、 地方民

序文の建て前は知県周思久に送る瓊山地方の公論と考えても差し支えないであろう。

戒の意味も含まれている。そして対象者だけではなく、民にも有益なことになり、これでこそ情があり、義もまた大きいというもの しかし、また「人心之公」から出て、やむをえない状況もある。公から出たので、へつらいとは区別される。 近所と遠方に同じく及ぼし、あるいは飢えた人を食わせ、渇いた人に飲ませ、きわめてあやういところを救う。 死後永遠に祭られたりと、大小は同じではないが、 人々がその徳を忘れないという点では一緒である。 あるいは人心を徳化し 且つ頭徳の中には監 目前の功になっ

とあり、 えてもいいであろう。 「人心之公」による頌徳文は十分に価値があると述べている。 ここで「人心之公」とは民の公義、 またその類の頌徳文は、「監戒」の志が含まれているからこそ対象になった地方官ばかりではなく、 公論と言い替

地方民にも有益なものとされた。海瑞は地方民の公論が反映された頌徳の序文なら十分その価値を認めており、その点で

に 論たることを標榜している例を挙げてみよう。 れた様子が生々しく現れている。 「送臨城父母象翁王公入覲序」という序文を作成した。 最初に挙げた海瑞の序文の場合、 つぎはその概略である。 海瑞に地方の公論を伝達したのは士大夫であった。 趙南星は郷里の河北省高邑県に隠居していた時、 この序文では地方民の公論が地方民自らによって形成、 つぎはより明確 隣近の臨城県知県のため に地 方民による公

たが、 物がいるとは思わなかった。にわかに任公を得て、またはからずも任公がたちまち去ってしまった。 県に転勤させるように決定したのである。 任公が赴任した時、臨城は資財が枯渇し、また凶年が続いて穀物が殆どなくなっている悲惨な状況にあった。 緒に来た。 に尽力して一県の民を救った。しかし当局の者は、 なって、千人・百人ものの百姓が号哭しながら今の知県任公の離任を止めてくれるようにと訴えた。彼らの訴えによると、 恩恵に報いたいと望んでいた。 の民が二回 れは任公がまだ去っていないのと同じであるから、 いるしかない。』と嘆息するばかりであった。まもなく王公が後任として赴任した。 三年の間に任公に遜色のない賢政を施した。臨城民はみな『吾邑の民は任公がまだ来ていない時は、 隣邑の臨城県の民が、 断られてしまった。 このたびは余に王公の善政を称える序文を頼むために訪れたのであった。彼らは序文をもって少しでも王公の すなわち臨城には民が無いと言わざるを得ない。 [目に余を訪ねたのは、 結局、任公は離任することになった。 群れをなして二回にわたって余の家を訪れた。 余は涙が出るほど深く感動し、 王公が朝覲考察に際した時であった。 臨城民の訴えを受け入れた趙南星は担当の官僚に向かって任公の留任を要請 臨城県が甲科県ではないという理由で、 臨城民には幸いなことである。』と、 またはからずも王公が来たが、 今までの経緯を書くことによって王公の善政を世間に伝え 臨城民は『今から、 今回も彼らは鄭允若を筆頭として千人もの者が 初めて来た時、 この邑はただ塗炭の苦しみのなかに 王公は前任任公の治績を詳しく聞 王公を誉め称えたという。 鄭允若という人物がリ 進士出身の任公をまもなく繁 なお任公と同じであった。こ 趙先生もそれを留め 任公のような人 任公は救済 ーダ 臨城 に

海瑞の

「贈趙三山徳政序」もまた、

窮地に立たされた知県を助ける意図で作成された。

その中には、

まさに興論と噂と

ることにしたのである。\_

三七年は大荒が起こった年であり、王公が赴任した三八年は「大飢のため人が人を食う」という凄じい状況であった。 として万暦三八年に就任した。「慈祥凱悌」な人柄であり荒政が終わった後、 臨城県の地方志からみると、 全活甚多、 調繁獲鹿。」とあり、序文の内容と同じ業績が記録されている。 前任官任公の名は光統、 進士出身で万暦三七年(一六〇九) まもなく趙州知州へ昇進したという。 序の主人公たる王公は名は佐才、 臨城県に赴任して来た。 「年飢

とを実感させる。 人の挙人の中に入っていない。恐らく生員またはただの庶民であったのであろう。 地方志の記事と趙南星の序文の内容はほぼ一致しており、序文が地方の現実と緊密なつながりを有しながら書か なお地方民を統率して趙南星を訪ねてきた鄭允若という人物は明代臨城県が輩出した六人の進士、 ñ たこ 四

民が求めていたのは、 訪ねた。」とあり、 ち向かう積極的な姿を見せた。彼らが序文の作者として隣の高邑出身の趙南星を選択した理由は何であろうか。序文では 林系の正義派官僚として中央の政治舞台で活躍した一方、 臨城県はもともと貧しい県であり、 この序文は地方民の要請を直接受け入れた形になっている。ここで地方民はリーダーを中心に結集して、 士民の支持を受けるいわゆる清流の人士が多かったことは、 当地方には自分らの意見を代弁するほど影響力のある人物がいなかったため、 地方の味方になって官界に向かって地方の利益を守ってくれる指導者にほかならない。 影響力のある人物を輩出できなかった。臨城の民はやむを得ず隣邑の名士趙南星を 郷里では民の輿論を代弁する役割を果たした。 決して偶然ではなかったようである。 趙南星を選んだという。 贈序の作者の中 実際行動に立 趙南星は東

方官が被害に遭った事実はあらゆるところで発見される。 地方官に対する噂や誹謗が非常に起こりやすかった事実は前章で検討したとおりである。 序文のもう一つの類型として、 危機にさらされた地方官を助ける目的から公布されたものが挙げられる。 地方の横暴な有力者によって地 当時 の社

の対決の中で、 海瑞が地方民によって興論の代表者に選ばれた過程が描かれている。

「趙公は万暦元年(一五七三)瓊山知県に赴任した。小民を赤子のように愛し、まじめに政事を行った。

す言葉を加えた序文を書くことになった。」 訓馮先生を筆頭として海瑞を訪ね、趙知県を庇う一言を頼んだ。海瑞はそれに賛同して趙知県の善政を例挙した上、 なった。その時、 うな厳しさに耐えられなくなり、ついに趙知県を謗る噂を広げた。そのため知県の離任を願う人々が次第に増えるように た。その結果、小民は「水火之中」から救われたが、一方奸豪の嫉視の対象になってしまった。奸豪は趙知県の秋霜のよ 『瓊治録』刻本にも記録されている。 知識はあるが「私計」のない学校の知識人らが、忿然とそれに対抗する輿論を引き起こした。 趙知県は特に法律をきちんと守り罰を厳密にしたため、 人々は彼を趙御史と名付け 彼らは司 励ま

発揮していた。序文の主人公趙知県は結果的に三年の任期を無事に終えた。学校を中心とした地方の興論がののである。 地方官を守る役割を果たしたのである。 ここに見られるように、 地方官を誇る噂が意図的にまき散らされる中で、 逆にそれを阻止しようとする動きもまた力を 「飛語」から

頌叙」という序文で、湖広府参政游朴の転任を批判している。序文の主人公游朴は地方の土豪の横行から地方を守ろうと® は地方からよく評価された地方官を味方するために作成されたに違いない。 言葉を聞いて深く反省せよ。」と、 の蜚語によって調転されてしまった。 した人物であり、地方での評判が高かったという。彼は土豪と対立した知県を助けようとしたため、 また、すでに終結した人事結果を不服として、興論の名で批判する意見も序文を通じて公開された。 怨罪の事実を広く知らせて反対興論を形成しようとする動きが含まれている。 堂々たる態度をもって責任者に向かって人事の間違いに対する責任を問う。 李維禎はその件を批判しながら、 「当道者および民間の興論を採集する者は、 このように、 序文の中には地方官を助けよう 逆に土豪と窩訪など 李維禎は この序文

次に検討する問題は、

序文が影響力を及ぼす範囲がどこまでかということである。序文で意識している範囲は必ずしも

趙三山の政績

ば

は数え切れないほどである。 率いる学校の「私計」のない知識人らであった。 ことが窺われる。 在が注目される。 人事担当の官僚だけに限られていない。 そのため、 前にあげた海瑞の 他地方の士人層の興論を意識して序文を寄せる場合も現れる。 すなわち地方の生員以上の士人層が地方官に対する興論を形成・流布する主な勢力であった 「贈趙三山徳政序」の場合、序文を依頼したのは、 地方輿論を標榜する序文の場合、 ほかの序文の中でも、 教授および学生の要請を受けて序文を作成した例 主な依頼者として学校を中心とする士人層の存 司訓すなわち県学教諭の馮先生が

する一 績序でこう語っている。 ® 分の文書が県の地方社会と接触する時、 なお吾民にことならない。 士人にむかって、 たとえば趙南星の「送邑大夫環翁金公之吉安序」は、 種の宣伝文の役割を果たしている。 両者が和合するように願った文書である。この場合、序文は当地の士人層に対して新任官を紹介、⑩ あなたは私の言葉を持って上下がともにする時期をゆるがせにしないで下さい。」と述べ、 役に立つように期待している。 また楊東明も寧羌地方に赴任する前任虞城県知県によせた序文の中で「羌民 金知県の優れた功績と人柄を保証する一方、 また海瑞は三年の任期が終わった知県のための考 転任地の吉安地 方の

統領するところが大きいのはつまりその政績が付随したからである。 治に対する名声は人々の口から伝播されている。また、その業績は郡邑之志に留まっているので、 いま言葉を移して東皋のために贈ろうとすることには、 しかし東皋は奏績を持って行き、 他郡へ抜擢されるかあるいは科道へ昇進する。 いったい何の利益があるのだろうか。東皋の恵沢は人心にあらわれるし、 その統領するところは瓊山より大きい。 瑞が必ずしもよけいなことをする 政

場合、 らない。 とあり、 地方官の人物自体を保証、 地方官の以後の任路全般に影響を及ぼす意図をも含んでいるのである。 海瑞は自らの序文が後任地で瓊山県での善政を証明する証拠として用いられることを期待している。 推薦する宣伝文にほかならない。 善政の保証は、 ここで序文は離任する地方官に対する地 当該人事の結果に か か わるだけに 序文はこの

方社会からの成績評価とみてもいいだろう。

かった。 明末の贈序文の中にはそれ自体が地方の興論であることを標榜し、同時に興論に向かって発表される形をとるものが多 その類の文書はあくまでも社会に公然と広がることを目的としている。興論は確かに、自分の存在を積極的に主

張しているのである。

- ① 李維禎『大泌山房集』巻五〇、「譚明府考績序」。
- ② 海瑞『海瑞集』(中華書局、北京、一九六二)下編、贈序類。 ② 海瑞『海瑞集』(中華書局、北京、一九六二)下編、贈序類。
- 其人、因以益於其民、情在是、義又有大焉。心、遠迩同及、或飢食渴飲、臨深為高。目前之功、身後千百祠之心、遠迩同及、或飢食渴飲、臨深為高。目前之功、身後千百祠之然亦有出於人心之公、情不容已者。出於公則不出於諛、或徳在人

海瑞、前注②、「賀李東城栄奨序」。

- ④ 趙南星『趙忠毅公文集』巻三。
- ⑤『康熙臨城県志』巻三、歴宦。
- ⑥海瑞、前注②
- 認される。 『瓊山県志』には知県の在任年代が記録されていないが、趙知県はの『瓊山県志』には知県の在任年代が記録されていないが、趙知県は
- 》李維禎同、巻一六。「棠陰善頌叙

が述べられている。

- 明、『山居功課』巻八、「邑侯陳公栄奨序」などはその類の序文である。⑨ たとえば、 卒維禎『大泌山房集』巻五〇、「譚明府考績序」。 楊東
- )趙南星、前注④。
- 海瑞、同上「贈林東皐考獄序」。

(12)

大則其績之所随之。 大則其績之所。 大於瓊山者。統領 大於瓊山者。 統領 地方官は興論に向け、

自らを宣伝する必要にせまられていたといえよう。

O

知県は考満の際、

自らの業績の記録を出して成績評価に備えるようになった。

# 地方官の対応と『考満事蹟冊』

=

ゆる他薦の記録であるが、 られた。その時にこそ、 あったのである。 地方官が直面していた人事行政の実態は厳しいものがあった。 以上で検討したように、 知県の任期はだいたい三年であっ 地方官は自分の味方になる力を捜し求めたに違いない。序文とは第三者がその思いを寄せたい その裏側には名誉と昇進を願う地方官自身の願望があったことが十分予想できる 地方官の人柄 および治績を誉め称える序文は、 たが、 それとは別にわずかの誤りや錯誤によっても退任 地方の輿論を収集するという名目で、 興論という建て前のもとで広がってい 訪察は強化 転 され た。 勤 が 決 0 わ 8 つ

瑞 割を果たすために書かれたと見られる。 趙三山は地方の横暴な有力者たちによって攻撃されていたので、 熱意を十分に読み取ったと語っている。 Ö) れと関連して、 「贈趙三山徳政序」の中で、 当時地方官自らの手になる政務記録の類が公布された事実は注目すべきところである。 海瑞は 『瓊治録』とは趙三山が自分の政績を知らせる自薦状にほかならない。 海瑞の叙述からみると、 『瓊治録』という一種の業務記録を読むことによって知県の業績および善政 『瓊治録』 『瓊治録』 は は趙三山の在任の間、 「飛語」 から自分を守るい 地方中に公布された。 わば弁護人の役 先に挙げた海 また当時、 へ の

七年間 いう題目は、 が任期が 業績を詳しく報告するように定めた。 方統治の効果を高める目的で、 つぎに挙げる が終わっ 嘉善県 そもそも公的な勤務評定のため提出する報告書にこそふさわしいものである。 た後、 0 『考満事蹟冊』 知県を歴任した李陳玉が崇禎十年、 自らの業務遂行の過程を上部に報告することになっていた。 の例はその点をもっとはっきり裏付けている。 特に知県・知州レベ 三年の任期が終わってから発表した記録である。 ルの地方官の勤務評定の際に、 『考満事蹟冊』は崇禎七年(一六三四) すなわち考満の慣例 裁判 勧農 もともと官僚はあるポ 荒政など民政の各分野 いである。 『考満事蹟 眀 太祖 ス から ۲ は で ع

しかし明中期以後、 知県級の官僚の「赴京考満」の例は中断され、考満の拘束力は失われつつあった。また、 知県がた

事担当者に直接報告された可能性は希薄である。何よりも、李陳玉自身の著作の弁がその点をもっとも明らかにしている。 び重なる監察のため、 もはや制度としての考満の意義は非常に弱くなっていた。『考満事蹟冊』が題目どおり考満に対処して、人 考満の前に革職・転勤される比率は増加するばかりであった。李陳玉が『考満事蹟冊』を作成した

どおりに葫蘆を描く」ことと同じである。「人臣、欺くことなし」という道理に背く。 陳玉はこの地方に任官して既に三年を過ごし げること、これらによって地方長官のために益になるのを願うことがなかっただろうか。 わをとばし目をつり上げ議論を吹きかける人など、様々である。漢代の王生があとでよびかけて教えたこと、門番に目前の急務を告 たか。計るにこの二十の区、二百四里の中には、長幼・貴賤・賢愚、六指や足の不自由な者、無口で深く考えよくゆるす人、口角あ 名だけで実際はそれに至らなかったのではないか。あるいは自分は民に利をもたらすつもりであったが、逆に損なうところはなか うに視ることは、私を考査する厳しい手本である。それなら上臺に考査する前に、先に国中に考査する理由は何か。およそ政事の諸 かり、筆を伸ばして墨を濯ぎ、例に循って自ら述べるのであって、名誉のために書くわけではない。……そもそも上から火を観るよ のはことわりとして暗いものであるが、下から上をみた場合は火を観るようにはっきり見える。謹んで、かつて自ら行ったことをは た。才能は劣り、性は頑固ではあるが心は少しも偽りがない。万姓の万目をだますことがどうしてできるだろうか。上から下を見る 三年めの考績には事績の冊を挙げる通例がある。それは古の述職の意義を持つ。自分に代わって胥吏に書かせたのでは、まるで「型 条件が口で言うだけで、未だ必ずしも実行されていないのではないか、あるいは行われても弊害があったのではないか、あるいは美 (里ごとに一部を配布すること)

県の二百四里に配布されるように計画された。 嘉善地方に下した李陳玉の布告文「稟送政成録事」によると、『考満事蹟 すなわち『考満事蹟冊』の配付対象は、嘉善県の一人一人の地方民にほかならない。この文書は里ごとに一冊ずつ、嘉善 た公文書とは言い難い。 ここに見られるように、 李陳玉はあくまでも地方の「万姓万目」に向かって、自らの政績を評価するように申し立てた。 『考満事蹟冊』は勤務報告書の題目のもとで作成されたものの、 人事担当者に向かって送られ

置かれていたのである

方の興論

に向

**!かって発表された『考満事蹟冊』** 

は上のような背景から生まれた。

彼は七年の長期間にわたって嘉善県に在任した上、

離任の後には去思碑が立てられた。

王朝末の危機が続いていた崇禎年間、

地方での評判も高かったという。

李陳玉の努力は、

しゝ

į,

成果を収

8 得

の業績を誉め称える歌が広まり、

たと言えるようである。

は予定どおり地方に配布されたものと見られる。

てい ている。 を講じて民俗を教化したこと。(講郷約以化民俗)」などのように、項目自体がそのまま李陳玉が成功裡に終えた任務になっ て無理なく催科を進めたこと。(省比較以善催科)」、「劇盗を逮捕して地方を安らかにしたこと。 『考満事蹟冊』 、 る 『考満事蹟冊』 李陳玉はここで、 続く「附事蹟摘略」には李陳玉が特に力を傾けた漕糧業務および大盗袁珠寿の検挙件が詳しく記録されてい を通じて、 は徴税 個別項目ごとに自分の業績を例挙する方法を採っている。 漕糧・官帑・裁判・ 李陳玉は地方に向かって自らの政務の諸「条件」が忠実に、 防犯・郷約 ・教育・風俗・水利 荒政・防御等、 そして、 弊害なく行われたことを公表し 「比較 (獲劇盗以安地方)」、 二九条の項目に分けられ (税糧督促)を省略. 「郷約

際 た。 李陳玉の地方での順調な任務遂行および昇進において、 李陳玉が興論をいかに深刻に意識したかは、 彼の私信によって十分窺われる。 地方興論の存在は大きい比重を占めていたにちがいない。 実

繁邑に赴任していると、 なく、もの寂しいことは僧侶のようであり、もの悲しいことは足枷をつけられているかのごとくである。 人に会うたびに、少しでもよくないところがあれば、すぐに謗譲が起きる。 一日中おそれつつしみ、まるで春氷を渡るようである。決して自分かってなことはしない。一事を行い、一 数ヶ月間、官衙に居りながら、 敢えて妻子すら連れてこ

厳邑であり、 李陳玉は地方の 任期を終えずに転任された事実を、 前任知県五人がみな郷親のため謗せられ、 「謗識」 のための個人的な苦労を右のように打ち明けている。 李陳玉は十分に熟知していた。 議せられることが甚だ多かった」とある。またその五人の知県 ® 地方官は地方興論を意識せざるをえない状況に 彼の表現をかりると、 「嘉善県は呉中

55 (55)

地方では彼

知県と地方社

を地方に向かって適切に伝えることによって、「厳邑」での任務を成し遂げたのである。 会が調和するに当っては、 様々な難点があったに違いない。李陳玉は「春氷を渡る」ような努力を通じて、 またその努力

失脚してしまったのである。 刊行された時は、 なる性格を呈している。 『考満事蹟冊』は李陳玉の在任期間中、 趙邦清は滕県での善政の評判が高く、 趙邦清が中央の政界から退けられ、 万暦二一年から六年間、 主に嘉善県の地方社会に配布されたが、つぎに紹介する政務記録の例はやや異 後にその業績を認められ吏部主事に昇進した人物である。 山東省滕県の知県をつとめた趙邦清は、 苦境に立っていたころであった。彼は人事問題をめぐる政争の中で 『滕県政事録』という文書を綴 『滕県政事録』が

තු ල 滕県政事録序」を著したのである。 わっていないが、 趙邦清が滕県を既に離れた時点で、 七巻の膨大な文書である。趙邦清が救荒・均田において功績があったことは、 著述の内容を十分に説明する序文が残っている。 序文からみると、 地方における政務記録を公刊した目的はどこにあったか。 『滕県政事録』は滕県での趙邦清の仕事ぶりおよび治績 趙南星は趙邦清からの依頼を受け入れ、 滕県の地方志にも同様にのせてい 『滕県政事 绿 「趙仲一先生 などを記録 は今は伝

南星によると趙邦清の失脚の理由はつぎのようである。 ている。ここで趙邦清の善政に対する滕県の興論は、 を得た理由を明らかにした。 々が永遠に祭り上げるような人物から、士大夫はその官職を奪ってしまった。」として、 趙南星の序文はつぎの二つの点に立脚している。まずは趙邦清の滕県における業績を紹介し、 その後をついで、 趙邦清が吏部で退けられた事件の顚末を解明しながら、 彼の無実を裏付ける主な根拠になっている。 中央の処分を批判している。 地方で名官としての評判 趙南星は、 彼の無実を主張 「滕県の人

趙

を得ると、その名誉は顕著である。銓部 邑にはだいたい小民に関わる事件ばかりある。貴人が小民を害することは多いが、貴人が貴人を害することは少ない。そのため民心 (吏部)の職任は賢人を進め、不肖者を退けることである。天下の賢人は少ないが、 不肖者

は多い。賢人を推薦する人は少ないが不肖者をかばうものは多い。

地方官の手になる政務記録が流行した原因を究明するための一つの有力な端緒になりうると思われる。 た努力は、将来、中央の政界を含むもっと広い範囲の興論に向かっても有効に作用する可能性がある。上の二人の例は、 味方として興論の支持を受けた趙邦清の失脚は「極貧極悪」の者による冤罪にほかならないという。ここで趙邦清がすで とあり、「剛方廉介」な趙邦清は、 に獲得した地方興論は、 政治的な苦境の中で彼をかばう力になったのである。李陳玉が興論の支持を受けるために尽くし 吏部の仕事で必然的に不肖者と対立せざるを得なかったとみた。 そして無力な小民の

- 1 海瑞、二章注の
- 拙稿「嘉善県知県李陳玉―明未JT地方官斗地方社会―」(黄元九教授 停年記念論叢、ソウル、慧眼出版社、一九九五)にゆずる。 李陳玉、『退思堂集』第四、 嘉善地方での李陳玉の業績および地方社会との関係に対する検討は 述職言
- 3 考満に関しては一章、注①参照

4

『大明会典』巻一二、考功清吏司 凡府州県官考満、洪武二六年、……其見任官、将本官任内行過事 績、保勘覈実明白、出給紙牌、 

臣愈名、交付本官、

親齊給由

- (5) 満」が中断されたのは、正徳年間、 孫承沢、『春明夢餘録』巻三四、吏部。によると、 王瓊の建議によってであったとい 知県の「赴京考
- **(6)** 李陳玉、前注②、「述職言小引

謹自度平日所曾為者、伸毫濄墨、循例自陳、豈以貢誉以自文乎 三載考績、 非人臣不欺之義也。陳玉承乏此邦、 万姓万目、其将隔乎。上視下如理暗、下視上如観火。 例有事績之冊、亦古者述職意也。例書胥代之、画依様 歳更三紀、才劣性執、

> 四里之中、皤者黄者、圭者宗者、慈者僕者、 名美実不至敷、或我以為利民、猶以為害敷。計此二十之区、二百 考諸国中、凡滋条件、或能言而未必行歟、或行之而不無弊歟、或 以為長吏請益乎。 而善恕者、長赊尖眉而好議者。豈無王生従後之呼、門卒当前之告、 跂者跛者、寡言深目

……夫此上視如観火者、又考我之厳師也。則未以考諸上台、

(毎里各給一冊)

李陳玉、同、批記

**7** 

(8)

李陳玉、同、奏牘一、「与衙幕頼無咎」。 筮仕繁邑、朝夕凛凛、若涉春氷、不敢率意。 行一事見一人、 稍一

李陳玉、同、奏牘一、「答門人胡蓬嶼 不然、謗議便起。衙居数月、即妻子不敢描、 **游然若僧、愀然如桎。** 

嘉善呉中跋邑、前五任皆以郷親取謗、

議論頗多。

李陳玉、同、奏牘一、「与家太常公」 以接連五知県不能終事之地、 而以不肖之頭才、

直性強綴、

無覆轍也。

(10)

9

『康熙滕県志』巻六、宦績 『嘉善県志』巻六、名宦。卷一一、曹勲「邑侯李謙菴去思碑記」

(12) (11)

ったが、彼に対する処罰は吏部考功郎中呉仁度など、吏部のいわば清が、失敗に終わった。結局、趙邦清は三秩降貶の処分を受け官職を去が、失敗に終わった。結局、趙邦清は三秩降貶の処分を受け官職をよれを斉党の一員である文選郎中郢光祚の操作と見て郢を攻撃したそれを斉党の一員である文選郎中張風翔によって弾劾された。趙邦清はに間違いがあったとして給事中張風翔によって弾劾された。趙邦清はに間違いがあったが、彼に対する処罰は吏部考功郎中呉仁度など、吏部のいわば清のったが、彼に対する処罰は吏部考功郎中呉仁度など、吏部のいわば清が、失敗に対している。

⑩ 趙南星、同、卷二、「趙仲一先生滕県政事録序」。

てを保証する主な証拠になっている。

流官僚の反発を引き起こした

わせる。いずれの場合においても滕県での評判が趙邦清の人柄のすべの趙邦清の業績を高く評価しながら、東部での彼の無実を主張していの趙邦清の業績を高く評価しながら、東部での彼の無実を主張していの趙邦清の業績を高く評価しながら、東部での彼の無実を主張していの趙邦清の業績を高く評価しながら、東部での彼の無実を主張していの趙邦清の業績を高く評価しながら、東部での彼の無実を主張している。呂坤は知県として録序」においてまったく同様の意見を述べている。呂坤は知県として録序」ところで、趙邦清に対して呂坤も『去偽斎集』巻三、「趙乾所心政ところで、趙邦清に対して呂坤も『去偽斎集』巻三、「趙乾所心政

### 四むすびに

は、 おける新陳代謝のような役割を果たし、その点で官僚制の維持のために欠かせない要素として位置づけられる。 期的な成績評価および人員の交替を通じて、官僚制の腐朽を防止しようとする。官僚制運用における人事異動は、 においても、 昇進の見込みはあるか、などの問題が官僚らの行動パタンを左右する関鍵になることは十分予想できる。 官僚の人事とは、 官僚個々人の立場からみると、人事問題は自らの命運に関わる重大事にほかならない。どの職位にどれぐらい務めるか、 官僚個々人の行動様式ばかりではなく、 一考察が地方官の位置および官僚相互の関係に影響を及ぼした事実が浮かび上がってきた。人事制度上の変化 主に実施の主体である国家と対象になる官僚の両者の関係を軸として成り立つ問題である。 官僚社会の気風にも深く影響していたのである。 考察の実施過程 国家は定

の主張を貫徹しようとする活動が行われていた。考察の実施過程には、 いていたことが明らかになった。 ところが、今まで論じたところから、明末、地方官の人事異動に関連して、 地方官の人柄や能力などが諸地方社会の主な関心の対象になり、 郷紳・士民・窩訪など社会の様々な勢力の介入が 地方社会というもう一つの要素が大きく動 人事異動に際して地方

あった

も十分予想できる。

ない。

同郷、

同学、

同年等の人脈によってやむを得ず書いた場合も相当の量にのぼるに違いない。 当時の人事移動関係の序文のすべてが地方與論を代弁しようとする純粋な意図

当然のことながら、

非常に曖昧な一 法になりうると思われる。 ら離れた現象からは、 から動く社会の遠心力が制度の行方に大きく影響したのである。 口 ・国の官僚制運用の長い歴史から見ると、 考察の例は制度外部的要素が大きく作用した一つの興味深い例として捉えられるだろう。 面を持っていながらも、 地方官の人事をめぐって様々な動きが起こった明末当時の社会像が浮かび上がってきた。 ここで社会の動きは、 興論が共同の合意点として存在しており、 政治制度は専ら中央の方針だけで動くものではなかった。 国家に対して必ずしも排他的な性格を持っていたわけではない。 その点で、 考察の適用過程は国家と社会を結ぶ一つの方 それが両者を結ぶ役割を果たしたと見 その事実を分析す 考察制が軌道 制度外 むしろ、 部

官の味方になろうとする動きが現れている。 みても差し支えないだろう。 である。 序文の中には、 本稿で挙げた地 地方官に対する地方なりの褒貶、 方の輿論を標榜する贈序文とは、 また、 それが表向きに作成された文書であった点から、 この類の贈序文は、 あるいは地方の横暴な勢力によって不利な立場に置かれ 地方社会での興論の行方および形成過程 地方官の人柄および器量に対する地方興 一種の宣伝文として広がった可能 を窺わ (論による保証 せる重 な証 た地 性 方 拠

られる

あった。 認めるようにアピールするまでに至った。 らしたにちがいない。 れた文書は自薦 地方官が公的な勤務評定だけではなく、 地方官は興論の力に応えなければならなかった。 他薦を問わず、 嘉善県における李陳玉の例から見えたように、 社会の中に広がっていたのである その手段もまたあくまでも 地方興論 の評価を受けざるを得なかった状況は、 そのような背景から興論を標榜し、 地方官は地方社会の興論に向かって、 『考満事蹟冊』 という大衆向きの宣伝文書の 地方官の位相にも変化 また興論に向かって作成 自分の業績 配布 をもた

序文及び政務記 たのでは

から書か

ñ

また、

録の内容が事実とかけはなれている場合も多いだろう。現在、地方で起こった興論を検討する時、その真偽を極めること

には確かに限界がある。

播される動きを見せる。序文および政務記録の流通から見たように、当時の社会には様々な情報が要求され、また情報の 段階では、 古来から民衆の人物評価および政治批判は「郷論」という形で国家と社会両方からその正当性を認められてきた。 しかし、それを認めた上でも、社会の中で興論と称される動きが現れた事実はそれなりに重要な意味があると思われる。 「郷論」がもはや目に見える実体として現れる。 郷論、すなわち地方輿論は、 地方の内部で自発的に形成・伝 明末の

伝達方法を模索する風潮があった。そのような状況から、まさに興論と興論を装う操作が同時に産み出されたのである。

期的な人事異動を、官僚制度自体を維持する主なメリットポイントのる条件として監査制、昇進制および新人登用制を挙げている。彼は定の、たとえばJ・Rヒックスは、中国のような伝統的な官僚制が成功す

頁(新保博訳、日本経済新聞社、一九八四)一つとして位置づけた。J・Rヒックス『経済史の理論』一九~三七一つとして位置づけた。J・Rヒックス『経済史の理論』一九~三七

.

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程

### The role of public opinion in influencing the appointment of local officials during the late Ming period

by

### CHA Hye-won

Although it has long been recognized that bandits (wofang 窩訪) influenced the evaluation of local officials (kaocha 考察), the fact that members of the gentry, students, and commoners were also able to influence the evaluation process has basically been ignored. Indeed, members of local society discussed the merits of magistrates, and their conclusions were widely disseminated in the form of public opinion. Because the appointment of a magistrate was a matter of great concern, locals relied upon a variety of means to convey their desires to the Ming Government, one of the most typical being a "parting essay" (zengxuwen 贈序文) given to the departing official.

These "parting essays", written in the name of public opinion, are important sources in analyzing the formulation of public opinion itself. Some critiqued the magistrate's performance while others reflected the viewpoints of magistrates who had been placed in disadvantage by influential locals. Thus, these essays clearly represent the degree to which a certain magistrate had the support of "public opinion". Because these documents were of critical importance in evaluating an official, some magistrates went to great lengths to secure a favorable essay. Li Chenyu, the magistrate of Kaxian province in the 1659's, went so far as to deliver an "evaluation report" (kaomanshijice) in order to secure the support of locals. One could argue that this collusion between locals and magistrares, tacitly permitted by the government, symbolizes the decline of the Ming dynasty.